

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL : 06-6838-7090  
FAX : 06-6838-7091  
<https://www.label-bank.co.jp/>  
[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

## 第169号

2023年1月13日、消費者庁は「景品表示法検討会報告書」を公表しました。2022年3月より10回の検討を経て報告書としてとりまとめられたのですが、「事業者が是正の計画を申請できる確約手続の導入」「繰り返し違反行為に対する課徴金の割増」など、今後の検討課題などが整理されています。今回は、これらの検討の背景や課題の概要などについてお伝えしたいと思います。

### 検討の背景

2022年3月の検討会開催趣旨は次のとおりです。

一般消費者が商品やサービスを自主的にかつ合理的に選択できる環境を確保することを目的とする景品表示法については、平成26年に法改正が行われたところ、改正法の施行から一定の期間が経過したこと及びデジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、消費者利益の確保を図る観点から必要な措置について検討するため、景品表示法検討会を開催する。

社会環境の変化としては、「デジタル化の進展により、電子商取引が盛んとなった」「その広告表示もインターネットによるものが主流になった」「国際的な取引も盛んに行われている」などが挙げられています。

また最近の景品表示法の運用では、「課徴金制度が導入されたことにより事件処理に要する期間が長期化」しており、「端

## 景品表示法検討会報告書が公表されました

緒件数が増加傾向にあるが「措置件数を増加させることができている」という状況であるとされています。その一方で「繰り返し違反行為を行う事業者等の存在を、検討の背景として挙げています。なお、悪質な違反行為の例として左記の事例等が掲載されています。

〈事例1：優良誤認〉当該事業者は、サブドメインを一般消費者に販売するに当たり、SNS内のアカウントの投稿において、あなたも、本件サブドメインを撰取することで、一定の効果が得られるかのように示す表示をしていたが、調査をしたところ、当該事業者は当該表示の裏付けとなる根拠を示す資料を全く有していなかった。

### 検討すべき課題

報告書では検討すべき課題を早期に対応すべきものの中長期的に対応すべきものに分け、次のようにとりまとめられています。

- 1 早期に対応すべき課題
  - (1) 事業者の自主的な取組の促進（確約手続の導入）
  - (2) 課徴金制度における返金措置の促進（電子マネー等の活用など）
  - (3) 違反行為に対する抑止力の強化（課徴金の割増算定率の適用、課徴金の算定基礎となる売上額の推計等）
  - (4) 刑事罰の活用

- (5) 国際化への対応（海外等に所在する事業者への執行の在り方など）
- (6) 買取りサービスに係る考え方の整理
- (7) 適格消費者団体との連携
- (8) 法執行における他の制度との連携
- (9) 都道府県との連携
- (10) 不実証広告に関する民事訴訟における立証責任等

右記のうち、事業者側が注目すべきポイントとして「事業者が是正の計画を申請できる確約手続の導入」「繰り返し違反行為に対する課徴金の割増」の2点を取り上げてみたいと思います。報告書でのとりまとめは次のとおりです。

### （1）事業者の自主的な取組の促進（確約手続の導入）

「現行景品表示法においては、（中略）意図せず結果的に不当表示を行った事業者であり、表示の改善等自主的な取組を積極的に進めようとする場合であっても、違反行為が認められれば、措置命令等の対象となる。」

「これまで、不当表示事案に対する法的措置としては、措置命令又は課徴金納付命令によって対処されてきたが、例えば、自主的に十分な内容の取組を確実に実施できると見込まれる事業者については、これらの命令を行うよりも、事業者の自主的な取組を促した方がより早期に是正が図られると考えられる。」

なお、確約が履行されなかった場合の

対応等については、「ガイドライン等で明確化を図るべき」としています。

（3）違反行為に対する抑止力の強化（課徴金の割増算定率の適用、課徴金の算定基礎となる売上額の推計等）

「景品表示法違反行為を行った事業者の中には、一度措置命令又は課徴金納付命令を受けたにもかかわらず、繰り返し違反行為を行う事業者がいる。このような事業者に対しては現行の制度では十分な抑止力が働いていないと見られることから、そのような事案に即した抑止力を強化する必要がある。」

「景品表示法においても、抑止力を高めるため、（中略）繰り返し違反行為を行う事業者に対しては割り増した算定率を適用すべきである。」

また「違反事業者が公正取引委員会の調査において資料を提出しないなど」による課徴金の算定の課題については、「課徴金対象行為に係る売上額等を合理的な方法により推計できるとする規定を整備すべき」としています。

### 今後について

報告書の提言を受け、今後は消費者庁が景品表示法の改正案の検討作業を進めることとなります。食品表示に関する業務を担当される方の中には、とりわけ健康食品など健康や機能性についての表示のある商品をお取り扱いの方は、報告書の内容を一度読んでおかれるとよいと思います。また広告表示の確認業務まで担当される方は、昨年12月28日に公表された「ステルスマーケティングに関する検討会報告書」もあわせて読んでおかれるとよいでしょう。

（川倉）

参照：  
景品表示法検討会（消費者庁）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_004/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004/)

## ミニコラム

## 遺伝子組換え表示制度の改正に伴う表示方法について



任意表示である「遺伝子組換えでない」旨の表示ができる条件の改正について、経過措置期間が令和5年3月31日で終了します。今回は、改正後の表示方法について整理しました。

## 【改正のポイント】

- ・「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件が、「(大豆及びとうもろこしについて、意図せざる混入<sup>\*1</sup>率) 5%以下」から「不検出」に厳格化される。
- ・5%以下の場合、分別生産流通管理<sup>\*2</sup>が適切に行われている旨の表示を任意で行うことができる。

\*1 意図せざる混入：分別生産流通管理が適切に行われた場合において、遺伝子組換え農産物の一定の混入のこと。

\*2 分別生産流通管理：遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていること。

## ■ 改正後の具体的な表示例について

遺伝子組換え農産物「大豆」を例に、3つの場合に分けて表示例を挙げます。

## ① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

<表示例>

- ・「大豆(遺伝子組換え不分別)」

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない場合、表示は義務になります。分別していない旨が分かる文言であれば「遺伝子組換え不分別」以外の文言でも差し支えありません。

なお、消費者に情報を正しく伝える手段として、一括表示の原材料名欄に「遺伝子組換え不分別」と表示した上で、枠外に「不分別」の意味について説明文を付記することは有効とされています。

## ② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、意図せざる混入が5%以下大豆を原材料としている場合

<表示例>

- ・「大豆」
- ・「大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)」
- ・「大豆(分別生産流通管理済み)」
- ・「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」\*

\*こちらは一括表示事項欄外に表示する場合の例です。

適切に分別生産流通管理されている旨の表示が任意で可能です。遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示することが必要です。

## ③ 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

<表示例>

- ・「大豆(遺伝子組換えでない)」
- ・「大豆(非遺伝子組換え)」

「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びとうもろこし及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになります。ただし、行政の行う科学的検証及び社会的検証において、使用された原料農産物に遺伝子組換え農産物を含むことが確認された場合は、不適正な表示となることに注意が必要です。

現在原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認は、下記が有効とされています。

- ・生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
- ・国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品(適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。)と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
- ・生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

## ■ まとめ

「遺伝子組換えでない」旨の表示が認められるのは、遺伝子組換え農産物が「混入がない」と認められる場合のみですので、十分にご留意ください。経過措置期間が残り少ないですので、該当する表示を取り扱われている事業者の方は、これを機に再度ご確認されるとよいと思います。

(吉川)

## 【参照】

食品表示基準 Q&A 別添 遺伝子組換え食品に関する事項  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/assets/food\\_labeling\\_cms201\\_220615\\_08.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220615_08.pdf)

## 講演・ウェビナーのお知らせ 3月

● 2023年3月1日(水) 15:00~16:30 Zoomウェビナー  
『「遺伝子組換え表示」「くるみの義務表示化」「添加物不使用表示ガイドライン」の改正』

● 2023年3月9日(木) 10:00~12:45 東京ビッグサイト  
第18回 食品安全シンポジウム

【S1】我が国の食品輸出促進策と食品輸出における海外法規制対応  
『輸出品における各国基準(添加物および食品表示等)調査と実務上のポイント』

「第18回 食品安全シンポジウム」セッション1  
での講演です。  
(FOODEX JAPAN 2023 同時開催)



詳細・お申し込みはこちら

<https://www.label-bank.co.jp/seminar/seminar.html>

## 今月の「お気に入り」言葉



雪は豊年の瑞

(ことわざ)